

○林委員長 次に、二番町のまちづくりについて、新たに送付された陳情があります。長いな、これは。「都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情（送付5-54）」に関する追加の陳情、送付56、都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情が当委員会に送付されました。継続中の陳情は送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から54、参考送付の合計21件です。

執行機関から何か情報提供等がございますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 二番町地区のまちづくりにつきましては、現在、1月5日から本日まで、法17条に基づき都市計画案を縦覧に供し、意見書の提出を受け付けておりました。今後、集計作業を行いまして、都市計画審議会で地区計画の変更について審議案件としてお諮りする際に、賛成意見や反対意見の数とともに、取りまとめた意見書の要旨についてもお報告することを考えております。

進捗に関するご説明は以上です。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

ということで、本日はそのような状況であるため、また改めて執行機関から17条手続の報告、これと併せた形で陳情審査をすることとし、本日関連する21の陳情は継続審査という形を取らせていただいでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、以上で日程2、陳情審査を終了いたします。